青森市指定障害福祉サービス事業者　自主点検表・指導調書

【指定共同生活援助】

|  |  |
| --- | --- |
|  | （自主点検表作成日：　令和　　 　年　 　　月　 　　日　） |
| 事業者名（法人等） |  |
| 事業所名 |  |
| 事業種別 | 　介護サービス包括型　／　日中サービス支援型　／　外部サービス利用型　　※該当箇所に“○” |
| 記入者・担当者 | （ 職名 ） | （ 氏名 ） |
| E-mailアドレス |  |
| 連絡先電話番号 |  |
| ※市担当者記入欄 | 実地指導実施日：　令和　 　　年　　 　月　　 　日　 |

青森市　R5.5.22改定

■記載上の注意

・【介護サービス包括型】、【日中サービス支援型】、【外部サービス利用型】については該当するサービスの指定を受けている事業所が対象となります。

・各項目については、実地指導の実施年月の前月初日現在の状況で点検を行い、いずれか該当する□に✓のマークを記してください。

・また、特に補足することがある場合は、余白に記載又は適宜様式（任意様式）を追加してください。

■用語の略称

・条例：青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第75号）

・法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

・法施行規則：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）

・平18厚告第523号：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）

・平18厚告第544号：指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）

・平18厚告第551号：厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）

・平18厚告第543号：厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）

第１　基本方針

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| １　基本方針 | （１）利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。 | ・条例第4条第2項 | □適□不適 |
| （２）利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 | ・条例第4条第3項 | □適□不適 |
| 【介護サービス包括型】（３）事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。また、提供するサービスの質の評価を行い、常に改善を図っているか。 | ・条例第196条 | □適□不適□該当なし |
| 【日中サービス支援型】（４）事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。また、提供するサービスの質の評価を行い、常に改善を図っているか。 | ・条例第202条の3 | □適□不適□該当なし |
| 【外部サービス利用型】（５）事業は、個別支援計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。また、提供するサービスの質の評価を行い、常に改善を図っているか。 | ・条例第202条の13 | □適□不適□該当なし |
| （６）事業者及び従業者は、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にないか。 | ・条例第5条 | 　□適　□不適 |

第２　人員に関する基準

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　世話人及び生活支援員の員数 | 【介護サービス包括型、外部サービス利用型】（１）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上の世話人（専従であること。ただし利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない）を配置しているか。※利用者の数：前年度の平均値（新規に開始するにあっては推定値）。以下同じ。 | ・条例第197条、第212条の4 | □適□不適□該当なし |
| 【日中サービス支援型】（２）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上の夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における世話人（専従であること。ただし利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない）を配置しているか。 | ・条例第202条の4 | □適□不適□該当なし |
| 【介護サービス包括型】（３）事業所ごとに、常勤換算方法で、次の①～④に掲げる数を合計した数以上の生活支援員（専従であること。ただし利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない）を配置しているか。①障害支援区分3に該当する利用者の数を9で除した数②障害支援区分4に該当する利用者の数を6で除した数③障害支援区分5に該当する利用者の数を4で除した数④障害支援区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数 | ・条例第197条 | □適□不適□該当なし |
| 【日中サービス支援型】（４）事業所ごとに、常勤換算方法で、次の①～④に掲げる数を合計した数以上の夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における生活支援員（専従であること。ただし利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない）を配置しているか。①障害支援区分3に該当する利用者の数を9で除した数②障害支援区分4に該当する利用者の数を6で除した数③障害支援区分5に該当する利用者の数を4で除した数④障害支援区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数 | ・条例第202条の4 | □適□不適□該当なし |
| 【介護サービス包括型、外部サービス利用型】（５）世話人及び生活支援員（介護サービス包括型のみ）は、事業所ごとに設定した夜間及び深夜の時間帯以外のサービス提供に必要な員数が確保されているか。 | ・条例第197条、第202条の14 | □適□不適□該当なし |
| 【日中サービス支援型】（６）（２）、（４）、２及び３の日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員をいう。）を配置しているか。 | ・条例第202条の4 | □適□不適□該当なし |
| １　世話人及び生活支援員の員数 | 【日中サービス支援型】（７）（２）、（４）及び２の日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、１人以上は常勤となっているか。 | ・条例第202条の4 | □適□不適□該当なし |
| ２　サービス管理責任者 | （１）事業所ごとに、利用者の数が30人又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス管理責任者（専従であること。ただし利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。）として配置しているか。※サービス管理責任者の兼務について：世話人又は生活支援員のいずれかの職務と兼務して差し支えない。但し、入居定員が20人以上である場合については、出来る限り専従のサービス管理責任者を確保するよう努めること。※常勤のサービス管理責任者を配置している事業所においては、第４の18（１）～（３）の業務をサービス管理責任者基礎研修修了者に行わせることができ、配置数に当該サービス管理責任者基礎研修修了者を含むことができる。 | ・条例第197条、第202条の4、第202条の14 | □適□不適 |
| （２）サービス管理責任者は、次の①及び②の資格要件の全てを満たしているか。①次の1)から3)のいずれかの実務経験を積んでいる者（実務経験者）。1)ア及びイ－１の期間が通算して5年以上である者2)イ－２の期間が通算して8年以上である者3)ア及びイの業務に3年以上かつ下記の国家資格による業務に3年以上従事する者ア　下記の相談支援の業務に従事した期間ⅰ　施設等において相談支援業務に従事する者ⅱ　障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援業務に従事する者ⅲ　特別支援学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者ⅳ　次のいずれかに該当する者で、医療機関等において相談支援に従事する者・社会福祉主事任用資格を有する者　・相談支援の業務に関する基礎的な研修の修了者・下記の国家資格を有する者　・ⅰ～ⅲに従事した期間が1年以上である者ⅳ　これらに準ずる者イー１　社会福祉主事任用資格者等が次の直接支援業務の業務に従事した期間イ－２　社会福祉主事任用資格者等でない者が次の直接支援業務に従事した期間ⅰ　施設及び医療機関等において介護業務に従事する者ⅱ　特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援の業務に従事する者ⅲ　特別支援学校における職業教育の業務に従事する者ⅳ　これらに準ずる者②サービス管理責任者更新研修修了者（サービス管理責任者実践研修を修了した日から5年を経過する日の属する年度の末日までの間は、サービス管理責任者更新研修修了者とみなす）。※国家資格：医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士※社会福祉主事任用資格者等：社会福祉主事任用資格者、相談支援の業務に関する基礎的な研修の修了者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員※旧サービス管理責任者研修修了者については、令和6年3月31日までの間はサービス管理責任者とみなす。※①の実務経験者が令和4年3月31日までにサービス管理責任者基礎研修修了者となった場合は、基礎研修修了者となった日から3年を経過するまでの間は、サービス管理責任者とみなす。※やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた事業所等においては、当該事由の発生した日から1年間は①の実務経験者が②の要件を満たしているものとみなす。 | ・平18厚告第544号 | □適□不適 |
| ３　管理者 | （１）専らその業務に従事する常勤の管理者を1人配置しているか。※原則として専従であること。ただし、当該事業所の管理業務に支障がない場合は、以下の職務を兼務できる。①当該事業所のサービス管理責任者又は従業者②他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者（特に当該事業所の管理業務に支障がない場合） | ・条例第197条、第202条の4、第202条の14 | □適□不適 |

第３　設備に関する基準

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　設備 | （１）共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ入所施設又は病院の敷地外に設置されているか。 | ・条例第199条第1項、第202条の6第1項 | □適□不適 |
| （２）事業所ごとに、共同生活住居の入居定員の合計が4人以上となっているか。 | ・条例第199条第2項、第202条の6第2項 | □適□不適 |
| （３）複数の共同生活住居を有している事業所においては、当該共同生活住居が一定の範囲（おおむね30分程度で移動できる範囲でありサービス管理責任者の業務を遂行する上で支障がないなど、一体的なサービス提供に支障がない範囲）に設置されているか。 | ・条例第199条第2項、第202条の6第2項 | □適□不適□該当なし |
| （４）共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備（複数の居室、居間、食堂、便所、浴室等）が設置されているか。また、共同生活住居の配置、構造及び設備については、利用者の障害特性に応じて工夫されたものとなっているか。 | ・条例第199条第3項、第6項、第202条の6第3項、第7項 | □適□不適 |
| （５）共同生活住居の入居定員は、2人以上10人以下となっているか。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合（※）にあっては、2人以上20人（市長が特に認める場合は30人）以下となっているか。※当該建物を改築する場合における改築後の入居定員は、改築時の入居定員を超えてはならない。 | ・条例第199条第4項、第5項、第202条の6第4項、第5項、第6項 | □適□不適 |
| 【日中サービス支援型】（６）構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるが、この場合において、1つの建物の入居定員の合計は20人以下となっているか。 | ・第202条の6第4項、第5項 | □適□不適□該当なし |
| （７）ユニットの入居定員は2人以上10人以下となっているか。 | ・条例第199条第7項、第202条の6第8項 | □適□不適 |
| １　設備 | （８）ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設置し、①及び②の基準を満たしているか。①居室の定員は1人であること（利用者の希望を踏まえ、サービスの提供上必要と認められる場合は2人とすることができる）。②居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル（4.5畳）以上であること。※ユニットごとに風呂、便所、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備を設置しなければならない。（利用者に対して適切なサービス提供に支障がない場合は、この限りではない）※居室とは廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室とは明確に区分されているものをいう。（カーテンや簡易パネル等での区分は認められない。） | ・条例第199条第8項、第202条の6第9項 | □適□不適 |
| 【介護サービス包括型、外部サービス利用型】（９）サテライト型住居を設置している場合は、入居定員を1人とし、日常生活を営む上で必要な設備（風呂、トイレ、洗面所、台所等）が設けられているか。※居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル（4.5畳）以上であること。 | ・条例第199条第9項 | □適□不適□該当なし |

第４　運営に関する基準

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　実施主体 | 【日中サービス支援型】（１）日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に指定短期入所を行っているか。 | ・条例第202条の7 | □適□不適□該当なし |
| ２　内容及び手続の説明及び同意 | 【介護サービス包括型、日中サービス支援型】（１）利用申込みがあったときは、障害の特性に配慮しつつ、利用申込者に対しサービスの選択に必要な重要事項（運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等）をパンフレット等で説明を行い、同意を得ているか。（同意は、利用者及び事業者双方の保護の立場から、書面によって確認するのが望ましい。） | ・条例第11条第1項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 【外部サービス利用型】（２）利用申込みがあったときは、障害の特性に配慮しつつ、利用申込者に対しサービスの選択に必要な重要事項（運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称、役割分担等）をパンフレット等で説明を行い、同意を得ているか。（同意は、利用者及び事業者双方の保護の立場から、書面によって確認するのが望ましい。） | ・条例第202条の17第1項 | □適□不適□該当なし |
| （３）利用契約をしたときは、障害の特性に配慮しつつ、社会福祉法第77条の規定に基づき、書面（契約書、重要事項説明書）を交付しているか。※社会福祉法第77条　社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用するための契約(厚生労働省令で定めるものを除く。)が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。一　当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地二　当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容三　当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項四　その他厚生労働省令で定める事項２　社会福祉事業の経営者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令の定めるところにより、当該利用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該社会福祉事業の経営者は、当該書面を交付したものとみなす。 | ・条例第11条第2項（準用）、条例第202条の17第2項 | □適□不適 |
| ３　入退居 | （１）利用申込者の入居に際して、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。 | ・条例第199条の2第2項 | □適□不適 |
| （２）入居者の退居に際して、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | ・条例第199条の2第3項、第4項 | □適□不適 |
| ４　入退居の記録の記載等 | （１）入居又は退居に際して、受給者証記載事項（当該指定共同生活介護事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項）を、利用者の受給者証に記載しているか。 | ・条例第199条の3第1項 | □適□不適 |
| （２）受給者証記載事項その他必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 | ・条例第199条の3第2項 | □適□不適 |
| ５　提供拒否の禁止 | （１）正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。※正当な理由①当該事業所の現員からは利用申し込みに対応しきれない場合②申込者の居住地が事業所の通常の事業の実施地域外である場合③主たる対象とする障害の種類に該当せず、適切なサービスを提供することが困難である場合④入院治療が必要な場合 | ・条例第13条（準用） | □適□不適□該当なし |
| ６　連絡調整に対する協力 | （１）サービス利用の連絡調整に当たり、市町村又は相談支援事業者にできる限り協力しているか。 | ・条例第14条（準用） | □適□不適 |
| ７　受給資格の確認 | （１）サービスの提供に当たり、受給者証により、支給決定の有無、支給決定有効期間、支給量等を確かめているか。 | ・条例第16条（準用） | □適□不適 |
| ８　訓練等給付費の支給の申請に係る援助 | （１）支給決定を受けていない者から利用申込みがあった場合、速やかに訓練等給付費の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | ・条例第17条第1項（準用） | □適□不適□該当なし |
| （２）支給期間の終了に伴う訓練等給付費の申請について、支給決定に通常要する期間を考慮し、申請勧奨等の必要な援助を行っているか。 | ・条例第17条第2項（準用） | □適□不適□該当なし |
| ９　心身の状況等の把握 | （１）サービスの提供に当たり、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | ・条例第18条（準用） | □適□不適 |
| 10　指定障害福祉サービス事業者等との連携等 | （１）サービスの提供に当たり、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めているか。 | ・条例第19条第1項（準用） | □適□不適 |
| （２）サービスの提供の終了に際して、利用者等に対し適切な援助を行うとともに、保健医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めているか。 | ・条例第19条第2項（準用） | □適□不適 |
| 11　サービスの提供の記録 | （１）サービスを提供した際に、提供日、サービスの具体的な内容その他必要な事項をその記録しているか。※後日一括して記録することも可能。 | ・条例第56条第1項（準用） | □適□不適 |
| （２）サービス提供の記録に際し利用者からサービスを提供した旨の確認を受けているか。 | ・条例第56条第2項（準用） | □適□不適 |
| 12　利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | （１）利用者負担額以外に支給決定障害者に対して金銭の支払いを求める場合、使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。（あいまいな名目による徴収や各利用者から一律に徴収することは認められない。） | ・条例第22条第1項（準用） | □適□不適□該当なし |
| （２）金銭の支払いを求める際に、使途、額及び支払いを求める理由を書面で明らかにし、支給決定障害者から同意を得ているか。※１４の（１）から（３）はこの限りではない。 | ・条例第22条第2項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 13　「その他の日常生活費」と区分されるべき費用の取扱い | （１）事業所において、利用者の預り金を管理しているか。※「いいえ」の場合、下記（２）から（４）の項目は点検不要。 | ・平成18年12月6日障発第1206002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」 | □はい□いいえ |
| （２）事業所において、預かり金の出納管理に係る費用を徴収しているか。 | □はい□いいえ |
| （３）預かり金の出納管理に係る費用を徴収している場合、以下のとおり適正な出納管理が行われているか。①責任者及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されていること。②適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われること③利用者との保管依頼書（契約書）、個人別出納台帳等、必要な書類を備えていること。 | □適□不適□該当なし |
| （４）預かり金の出納管理に係る費用を徴収している場合、その積算根拠を明確にし、適切な額を定めているか。（例えば、預かり金の額に対し、月当たり一定割合とするような取扱いは認められない。） | □適□不適□該当なし |
| 14　利用者負担額等の受領 | （１）法定代理受領による場合、支給決定障害者から利用者負担額を受領しているか。（負担額が生じる場合は必ず受領すること。） | ・条例第199条の4第1項 | □適□不適□該当なし |
| 14　利用者負担額等の受領 | （２）法定代理受領を行わないサービスを提供した際に、厚生労働大臣が定める基準額を受領しているか。 | ・条例第199条の4第2項 | □適□不適□該当なし |
| （３）（１）及び（２）のほか、サービスを提供する場合に、支給決定障害者から受領できる次の費用について、あらかじめ当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ているか。①食材料費②家賃（特定障害者特別給付費が利用者に支給され、事業者が代理受領した場合には、家賃から特定障害者特別給付費を控除すること。）③光熱水費④日用品費⑤上記のほか、サービス提供に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの | ・条例第199条の4第3項、第5項 | □適□不適□該当なし |
| （４）（１）から（３）の費用を受領した場合に、支給決定障害者に対し領収書を交付しているか。 | ・条例第199条の4第4項 | □適□不適□該当なし |
| 15　利用者負担額に係る管理 | （１）支給決定障害者（体験利用者除く）が他の指定障害福祉サービスを利用した場合、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び他事業者に通知しているか。 | ・条例第159条の2第1項（準用） | □適□不適□該当なし |
| （２）体験利用者の依頼を受け利用負担額の管理を行っている場合、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び他事業者に通知しているか。 | ・条例第159条の2第2項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 16　訓練等給付費の額に係る通知等 | （１）法定代理受領により市町村から訓練等給付費を支給された場合、支給決定障害者に対しその額を通知しているか。 | ・条例第25条第1項（準用） | □適□不適□該当なし |
| （２）法定代理受領を行わないサービスの費用を受領した場合、サービスの内容、費用の額その他利用者が市町村に訓練等給付費の請求をする上で必要な事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に交付しているか。 | ・条例第25条第2項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 17　共同生活援助等の取扱方針 | （１）サービス提供にあたっては、個別支援計画に基づき、利用者の支援を適切に行うとともに、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。 | ・条例第199条の5第1項 | □適□不適 |
| 17　共同生活援助等の取扱方針 | （２）入居前の体験的な利用を希望する者に対してサービス提供を行う場合は、個別支援計画に基づき、当該利用者が継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしているか。 | ・条例第199条の5第2項 | □適□不適□該当なし |
| （３）サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明しているか。 | ・条例第199条の5第3項 | □適□不適 |
| 18　個別支援計画の作成 | （１）管理者は、サービス管理責任者に個別支援計画の作成に関する業務を担当させているか。 | ・条例第61条第1項（準用） | □適□不適 |
| （２）サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 | ・条例第61条第2項（準用） | □適□不適 |
| （３）サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接の趣旨を十分に説明し理解を得た上で、利用者に面接をして行っているか。 | ・条例第61条第3項（準用） | □適□不適 |
| （４）サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、下記の事項等を記載した個別支援計画の原案を作成しているか。①利用者及びその家族の生活に対する意向②総合的な支援の方針③生活全般の質を向上させるための課題④サービスの目標及びその達成時期⑤サービスを提供する上での留意事項等⑥当該事業所が提供する指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携　等 | ・条例第61条第4項（準用） | □適□不適 |
| （５）サービス管理責任者は、個別支援計画の原案について担当者等に意見を求めるための会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を開催しているか。 | ・条例第61条第5項（準用） | □適□不適 |
| （６）サービス管理責任者は、個別支援計画の原案について、利用者又はその家族に対し内容を説明した上で文書により同意を得ているか。また、個別支援計画を作成した際は、計画を利用者に交付しているか。 | ・条例第61条第6項、第7項（準用） | □適□不適 |
| （７）サービス管理責任者は、計画作成後においても、計画の実施状況を把握し（モニタリング）、少なくとも6月に1回以上計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行っているか。また、計画の変更のあった場合、（１）から（５）に準じて取り扱っているか。 | ・条例第61条第8項、第10項（準用） | □適□不適 |
| 18　個別支援計画の作成 | （８）サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族との連絡を継続的に行い、特別の事情がない限り、定期的に利用者に面接し、モニタリング結果を記録しているか。 | ・条例第61条第9項、（準用） | □適□不適 |
| 19　受託居宅介護サービスの提供 | 【外部サービス利用型】（１）個別支援計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じているか。 | ・条例第202条の18第1項 | □適□不適□該当なし |
| 【外部サービス利用型】（２）受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させているか。 | ・条例第202条の18第2項 | □適□不適□該当なし |
| 20　相談及び援助 | （１）常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行なっているか。 | ・条例第63条（準用） | □適□不適 |
| 21　緊急時等の対応 | （１）サービスを提供しているときに利用者に病状の急変があった場合その他必要な場合に、速やかに医療機関へ連絡する等必要な措置を講じているか。また、緊急時等の対応が適正かつ円滑に行われるよう、医療機関との常時の連絡体制を確保するとともに、従業者に対し必要な周知、研修等を行っているか。 | ・条例第30条第1項、第2項（準用） | □適□不適 |
| 22　支給決定障害者に関する市町村への通知 | （１）支給決定障害者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知しているか。①偽りその他の不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。②正当な理由なしに指定共同生活援助の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。 | ・条例第91条（準用） | □適□不適□該当なし |
| 23　サービス管理責任者の業務 | （１）サービス管理責任者は、個別支援計画の作成のほか、下記の業務を行っているか。①利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。②利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。③利用者が自立した社会生活を営むことができるよう、日中活動サービスの事業所との連絡調整を行うこと。④他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。 | ・条例第199条の6 | □適□不適 |
| 24　管理者の業務 | （１）管理者は、従業者及び業務の一元的な管理を行っているか。また、従業員に条例に規定する運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行っているか。 | ・条例第69条（準用） | □適□不適 |
| 25　介護及び家事 | （１）介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われているか。 | ・条例第200条第1項、第202条の8第1項 | □適□不適 |
| 25　介護及び家事 | （２）調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めているか。 | ・条例第200条第2項、第202条の8第2項 | □適□不適 |
| 【日中サービス支援型】（３）常時一人以上の従業者を介護又は家事等に従事させているか。 | ・条例第202条の8第3項 | □適□不適□該当なし |
| （４）利用者に対して、利用者の負担により、指定事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く）を受けさせてはいないか。 | ・条例第200条第3項、第202条の8第4項 | □適□不適 |
| 26　社会生活上の便宜の供与等 | 【介護サービス包括型、外部サービス利用型】（１）利用者について、日中活動サービスの事業所との連絡調整、余暇活動の支援等に努めているか。 | ・条例第200条の2第1項 | □適□不適□該当なし |
| 【日中サービス支援型】（２）利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行っているか。 | ・条例第202条の9第2項 | □適□不適□該当なし |
| 【日中サービス支援型】（３）利用者について、特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービスの事業者等との連絡調整に努めているか。 | ・条例第202条の9第3項 | □適□不適□該当なし |
| （４）利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。 | ・条例第200条の2第2項、第202条の9第3項 | □適□不適□該当なし |
| （５）常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 | ・条例第200条の2第3項、第202条の9第4項 | □適□不適 |
| 27　運営規程 | 【介護サービス包括型、日中サービス支援型】（１）事業所ごとに、次に掲げる重要事項に関する運営規程を定めているか。①事業の目的及び運営の方針②従業者の職種、員数及び職務の内容③入居定員④指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額⑤入居に当たっての留意事項⑥緊急時等における対応方法及び連絡体制⑦非常災害対策⑧事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類⑨虐待の防止のための措置に関する事項（責任者の選定、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の整備、研修の実施など）⑩その他運営に関する重要事項（事故発生時の対応等）※同一敷地内で複数のサービス事業の指定を受け一体的に実施する場合は、運営規程を一体的に作成することも差し支えない。 | ・条例第200条の3 | □適□不適□該当なし |
| 27　運営規程 | 【外部サービス利用型】（２）事業所ごとに、次に掲げる重要事項に関する運営規程を定めているか。①事業の目的及び運営の方針②従業者の職種、員数及び職務の内容③入居定員④外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額⑤受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地⑥入居に当たっての留意事項⑦緊急時等における対応方法及び連絡体制⑧非常災害対策⑨事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類⑩虐待の防止のための措置に関する事項（責任者の選定、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の整備、研修の実施など）⑪その他運営に関する重要事項（事故発生時の対応等）※同一敷地内で複数のサービス事業の指定を受け一体的に実施する場合は、運営規程を一体的に作成することも差し支えない。 | ・条例第202条の19 | □適□不適□該当なし |
| （３）運営規程を従業者及び利用者に周知しているか。 | ・条例第200条の3、第202条の19 | □適□不適 |
| 28　受託居宅介護サービス事業者への委託 | 【外部サービス利用型】（１）事業の開始にあたって、受託居宅サービス事業者と業務委託契約を結んでいるか。また、契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行っているか。 | ・条例第202条の20第1項、第4項 | □適□不適□該当なし |
| 【外部サービス利用型】（２）受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者であるか。また、受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は指定居宅介護となっているか。 | ・条例第202条の20第2項、第3項 | □適□不適□該当なし |
| 28　受託居宅介護サービス事業者への委託 | 【外部サービス利用型】（３）受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行っているか。また、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。 | ・条例第202条の20第5項、第6項 | □適□不適□該当なし |
| 29　勤務体制の確保等 | （１）利用者に対して適切なサービスが提供できるよう、指定事業所ごとに従業者の勤務体制を定めているか。また、勤務体制を定めるにあたっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、（共同生活住居ごとに担当の世話人を定めるなど）継続性を重視したサービス提供に配慮しているか。※原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。 | ・条例第201条第1項、第2項、第202条の21第1項、第2項 | □適□不適 |
| 【介護サービス包括型、日中サービス支援型】（２）指定事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供しているか。※業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を他の事業者に委託することができる。ただし、当該業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。 | ・条例第201条第3項、第4項 | □適□不適 |
| 【外部サービス利用型】（３）指定事業所ごとに、当該事業所の従業者又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によってサービスを提供しているか。 | ・条例第202条の21第3項 | □適□不適□該当なし |
| （４）従業者の資質向上のため、当該事業所以外の者が実施する研修や当該事業所内の研修への従業者の参加の機会を確保しているか。 | ・条例第201条第5項、第202条の21第4項 | □適□不適□該当なし |
| （５）適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。※詳細は、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）」及び「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）」を参照。 | ・条例第201条第6項、第202条の21第5項 | □適□不適 |
| 30　業務継続計画の策定等 | （１）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。※令和6年3月31日までは努力義務。 | ・条例第35条の2第1項（準用） | □適□不適 |
| 30　業務継続計画の策定等 | （２）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。※令和6年3月31日までは努力義務。 | ・条例第35条の2第2項（準用） | □適□不適 |
| （３）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。※令和6年3月31日までは努力義務。 | ・条例第35条の2第3項（準用） | □適□不適 |
| 31　支援体制の確保 | （１）利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しているか。 | ・条例第201条の2 | □適□不適 |
| 32　定員の遵守 | （１）共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させていないか。※災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 | ・条例第201条の3 | □適□不適 |
| 33　非常災害対策 | （１）消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に当該指定共同生活援助事業所の従業者及び利用者に周知しているか。※非常災害に関する具体的な計画：消防法施行規則に規定する消防計画（準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画（消防計画のみを指すものではないことに注意すること）※詳細は、「障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成28年9月9日障障発0909第1号）を参照。 | ・条例第73条第1項（準用） | □適□不適 |
| （２）非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 | ・条例第73条第2項（準用） | □適□不適 |
| （３）（２）の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 | ・条例第73条第3条（準用） | □適□不適 |
| 34　衛生管理等 | （１）利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 | ・条例第93条第1項（準用） | □適□不適 |
| 34　衛生管理等 | （２）事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。①感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知②感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備③従業者に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施※令和6年3月31日までは努力義務。 | ・条例第93条第2項（準用） | □適□不適 |
| 35　協力医療機関 | （１）あらかじめ協力医療機関及び協力歯科医療機関を定めているか（協力歯科医療機関は努力義務）。 | ・条例第201条の4 | □適□不適 |
| 36　掲示 | （１）事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、35の協力医療機関、協力歯科医療機関その他利用申込者のサービスの選択に必要な重要事項を掲示しているか。※書面を事業所内に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる | ・条例第95条（準用） | □適□不適 |
| 37　身体拘束等の禁止 | （１）サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。※身体拘束等に関する取り扱いについては、厚生労働省HPに掲載している『障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応手引き』を参照。 | ・条例第37条の2第1項（準用） | □適□不適 |
| （２）やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。※本項目に規定されている事項が記録されていない場合、第6の10の身体拘束廃止未実施減算の対象となる。 | ・条例第37条の2第2項（準用） | □適□不適□該当なし |
| （３）身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知②身体拘束等の適正化のための指針の整備③従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施※令和5年4月1日以降は、本項目に規定されている事項が実施されていない場合、第6の10の身体拘束廃止未実施減算の対象となる。 | ・条例第37条の2第3項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 38　虐待の防止 | （１）虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。①虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知②従業者に対する虐待の防止のための研修の定期的な実施③①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置 | ・条例第42条の2（準用） | □適□不適 |
| 39　地域との連携等 | （１）その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 | ・条例第77条（準用） | □適□不適 |
| 40　秘密保持等 | （１）従業者及び管理者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしていないか。 | ・条例第38条第1項（準用） | □適□不適 |
| （２）従業者及び管理者であった者が、正当な理由なく業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。※一例として、従業者と雇用契約時に取り決めを行う等、なお、退職後も秘密は保持する必要がある。 | ・条例第38条第2項（準用） | □適□不適 |
| （３）他の事業者等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意（サービス提供開始時に包括的な同意を得ておくことで可）を得ているか。 | ・条例第38条第3項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 41　情報の提供等  | （１）利用希望者が適切かつ円滑に利用できるよう、当該事業者が実施する事業内容の情報提供に努めているか。 | ・条例第39条第1項（準用） | □適□不適 |
| （２）当該事業者について広告をする場合、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 | ・条例第39条第2項（準用） | □適□不適 |
| 42　利益供与等の禁止 | （１）相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者又はその従業者に対し、利用者又はその家族に当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | ・条例第40条第1項（準用） | □適□不適 |
| （２）相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | ・条例第40条第2項（準用） | □適□不適 |
| 43　苦情解決 | （１）利用者又はその家族からのサービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置（相談窓口、苦情解決体制の整備、運営規程への記載等）を講じ、当該措置の内容を周知しているか。 | ・条例第41条第1項（準用） | □適□不適 |
| （２）（１）の苦情について、受付日、内容等を記録しているか。 | ・条例第41条第2項（準用） | □適□不適□該当なし |
| （３）提供したサービスに関し、法第10条第1項、法第11条第2項及び第48条第1項の規定による報告、文書等の提出、提示の命令、当該職員からの質問、帳簿書類等の検査に応じているか。また、利用者又はその家族からの苦情に関して厚生労働大臣、都道府県知事及び市町村等が行う調査に協力し、指導等があった場合は、必要な改善を行っているか。※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第10条　市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、当該自立支援給付に係る障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売、貸与若しくは修理（以下「自立支援給付対象サービス等」という。）を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該自立支援給付対象サービス等の事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。第11条　（略）２　厚生労働大臣又は都道府県知事は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用した者に対し、その行った自立支援給付対象サービス等に関し、報告若しくは当該自立支援給付対象サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。第48条　都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所、事務所その他当該指定障害福祉サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 | ・条例第41条第3項、第4項、第5項（準用） | □適□不適 |
| （４）市長等から求めがあった場合に、（３）の改善内容を報告しているか。 | ・条例第41条第6項（準用） | □適□不適□該当なし |
| （５）運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う苦情解決に向けた調査、あっせんにできる限り協力しているか。※社会福祉法第85条　運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとする。２　運営適正化委員会は、前項の申出人及び当該申出人に対し福祉サービスを提供した者の同意を得て、苦情の解決のあつせんを行うことができる。 | ・条例第41条第7項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 44　事故発生時の対応 | （１）利用者へのサービス提供に際し事故が発生した場合は、市、支給決定市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。※事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めて置くことが望ましい。また、事業所にAEDを設置することや救急講習等を受講することが望ましい。 | ・条例第42条第1項（準用） | □適□不適 |
| （２）事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しているか。※事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。 | ・条例第42条第2項（準用） | □適□不適□該当なし |
| （３）利用者へのサービス提供に際し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。※賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。 | ・条例第42条第3項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 45　協議の場の設置等 | 【日中サービス支援型】（１）日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下、「協議会等」）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。 | ・条例第202条の10第1項 | □適□不適□該当なし |
| 【日中サービス支援型】（２）（１）の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しているか。 | ・条例第202条の10第2項 | □適□不適□該当なし |
| 46　会計の区分 | （１）事業所ごとに経理を区分するとともに、各事業ごとに会計を区分しているか。 | ・条例第43条（準用） | □適□不適 |
| 47　記録の整備 | （１）従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。また、少なくとも次の記録についてサービスを提供した日から５年間保存しているか。①11（１）のサービス提供記録②個別支援計画③22（１）の利用者（支給決定障害者）に関する市町村への通知に係る記録④37（２）の身体拘束等に関する記録④43（２）の苦情の内容等の記録⑤44（２）の事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 | ・条例第78条（準用） | □適□不適 |
| 48　電磁的記録等 | （１）電磁的記録による場合は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行っているか。 | ・条例第212条第1項 | □適□不適□該当なし |
| （２）電磁的記録による場合は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には、当該利用者の障害の特性に配慮をしつつ、書面に代えて電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することが出来ない方法をいう。）により行っているか。 | ・条例第212条第2項 | □適□不適□該当なし |

第５　変更の届出等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| １　変更の届出 | （１）次の事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、10日以内に市長に届け出ているか。また、事業の休止・廃止をしようとするときは、休止・廃止予定日の1月前までに届け出ているか。①事業所の名称及び所在地②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名③申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）④建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要⑤事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴⑥運営規程⑦協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）⑧他の障害福祉サービス事業を行う者その他関係機関との連携その他適切な支援体制の概要⑨当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項 | ・法第46条第1項・法施行規則第34条の23 | □適□不適□該当なし |

第６　介護給付費等の算定及び取扱い

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　介護給付費等基本的事項 | （１）「介護給付費等単位数表」に「厚生労働大臣が定める単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 | ・平18厚告第523号 | □適□不適 |
| （２）額の算定にあたって、端数処理（1円未満の端数は切捨て）を適切に行っているか。 | ・平18厚告第523号 | □適□不適 |
| ２　共同生活援助サービス費 | 【介護サービス包括型】（１）共同生活援助サービス費については、障害者（身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の利用者にあっては、当該地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業を行う者が当該事業を開始した日において、精神科病院に1年以上入院している精神障害者に限る。）に対して、指定共同生活援助を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の注1 | □適□不適□該当なし |
| 【介護サービス包括型】（２）共同生活援助サービス費(Ⅰ)については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を４で除して得た数以上配置されているものとして市に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の注2 | □適□不適□該当なし |
| 【介護サービス包括型】（３）共同生活援助サービス費（Ⅱ）については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上配置されているものとして市に届け出た指定共同生活援助事業所（（２）に規定する指定共同生活援助事業所を除く。）において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の注3 | □適□不適□該当なし |
| 【介護サービス包括型】（４）共同生活援助サービス費（Ⅲ）については、（２）及び（３）に規定する指定共同生活援助事業所以外の指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の注4 | □適□不適□該当なし |
| 【介護サービス包括型】（５）令和6年3月31日までの間、指定共同生活援助事業所において、個人単位で居宅介護等を利用する場合の利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合にあっては、(２)から(４)までにかかわらず、共同生活援助サービス費の区分及び障害支援区分に応じ、それぞれ1日につき所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の注5 | □適□不適□該当なし |
| ２　共同生活援助サービス費 | 【介護サービス包括型】（６）共同生活援助サービス費（Ⅳ）については、一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、指定共同生活援助（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の注6 | □適□不適□該当なし |
| 【介護サービス包括型】（７）利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間（居宅介護を受けている間（（５）の適用を受けている間に限る。）及び重度訪問介護を受けている間（（５）の適用を受けている間に限る。）を除く。）は、共同生活援助サービス費を算定していないか。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の注9 | □適□不適□該当なし |
| ３　日中サービス支援型共同生活援助サービス費 | 【日中サービス支援型】（１）日中サービス支援型共同生活援助サービス費については、障害者（身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の2の注1 | □適□不適□該当なし |
| 【日中サービス支援型】（２）日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅰ)については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を3で除して得た数以上配置されているものとして届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の2の注2 | □適□不適□該当なし |
| 【日中サービス支援型】（３）日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ)については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の2の注3 | □適□不適□該当なし |
| 【日中サービス支援型】（４）日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅲ)については、（２）及び（３）に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所以外の日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の2の注4 | □適□不適□該当なし |
| 【日中サービス支援型】（５）日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、(２)から(４)までにかかわらず、日中サービス支援型共同生活援助サービス費の区分及び障害支援区分に応じ、それぞれ1日につき所定単位数を算定しているか。※（７）に規定する単位数を算定している場合は、算定しない。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の2の注5 | □適□不適□該当なし |
| ３　日中サービス支援型共同生活援助サービス費 | 【日中サービス支援型】（６）令和6年3月31日までの間、指定共同生活援助事業所において、個人単位で居宅介護等を利用する場合の利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、(２)から(４)までにかかわらず、日中サービス支援型共同生活援助サービス費の区分及び障害支援区分に応じ、それぞれ1日につき所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の2の注6 | □適□不適□該当なし |
| 【日中サービス支援型】（７）令和6年3月31日までの間、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、個人単位で居宅介護等を利用する場合の利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、(２)から(４)までにかかわらず、日中サービス支援型共同生活援助サービス費の区分及び障害支援区分に応じ、それぞれ1日につき所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の2の注7 | □適□不適□該当なし |
| 【日中サービス支援型】（８）日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅳ）については、一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の2の注8 | □適□不適□該当なし |
| 【日中サービス支援型】（９）日中サービス支援型共同生活援助事業所において、一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が認められるものであって、日中を当該共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の2の注9 | □適□不適□該当なし |
| 【日中サービス支援型】（10）利用者が日中サービス支援型共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間（居宅介護を受けている間（（６）及び（７）の適用を受けている間に限る。）及び重度訪問介護を受けている間（（６）及び（７）の適用を受けている間に限る。）を除く。）は、日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定していないか。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の2の注12 | □適□不適□該当なし |
| ４　外部サービス利用型共同生活援助サービス費 | 【外部サービス利用型】（１）外部サービス利用型共同生活援助サービス費については、障害者（身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホームにおける外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者にあっては、当該地域移行支援型ホームにおいて外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者が外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を開始した日において精神科病院に1年以上入院している精神障害者に限る。）に対して、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービスを行った場合に、所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の2の2の注1 | □適□不適□該当なし |
| 【外部サービス利用型】（２）外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅰ)については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を４で除して得た数以上配置されているものとして市に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の2の2の注2 | □適□不適□該当なし |
| ４　外部サービス利用型共同生活援助サービス費 | 【外部サービス利用型】（３）外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅱ）については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を５で除して得た数以上配置されているものとして市に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（（２）に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を除く。）において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の2の2の注3 | □適□不適□該当なし |
| 【外部サービス利用型】（４）外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅲ）については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を６で除して得た数以上配置されているものとして市に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（（２）及び（３）に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を除く。）において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の2の2の注4 | □適□不適□該当なし |
| 【外部サービス利用型】（５）外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅳ）については、（２）から（４）までに定める以外の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（平成25年厚生労働省令第124号「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」の附則第4条の規定の適用を受ける外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に限る。）において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の2の2の注5 | □適□不適□該当なし |
| 【外部サービス利用型】（６）外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅴ）については、一時的に体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、基本サービス（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の2の2の注6 | □適□不適□該当なし |
| 【外部サービス利用型】（７）利用者が外部サービス利用型指定共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間は、外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定していないか。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の2の2の注9 | □適□不適□該当なし |
| ５　受託居宅介護サービス費 | 【外部サービス利用型】（１）指定事業所の利用者（区分２以上に該当する利用者に限る。）に対して、受託居宅介護サービス事業所の従業者が受託居宅介護サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、指定サービスの提供時間帯において、個別支援計画計画に位置付けられた内容の受託居宅介護サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の3の注 | □適□不適□該当なし |
| ６　サービス提供職員欠如減算 | （１）第２の１により置くべき従業者の員数を満たしていない場合、70/100（3ヶ月以上継続している場合は50/100）を所定単位数（２～５）に乗じて得た数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の注7・平18厚告第523号別表第15の1の2の注10・平18厚告第523号別表第15の1の2の2の注7 | □適□不適□該当なし |
| ７　サービス管理責任者欠如減算 | （１）第２の２により置くべきサービス管理責任者の員数を満たしていない場合、70/100（5ヶ月以上継続している場合は50/100）を所定単位数（２～５）に乗じて得た数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の注7・平18厚告第523号別表第15の1の2の注10・平18厚告第523号別表第15の1の2の2の注7 | □適□不適□該当なし |
| ８　個別支援計画未作成減算 | （１）個別支援計画が作成されていない場合、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数（２～５）に乗じて得た数を算定しているか。①個別支援計画が作成されていない期間が3ヶ月未満の場合　70/100②個別支援計画が作成されていない期間が3ヶ月以上の場合　50/100 | ・平18厚告第523号別表第15の1の注7・平18厚告第523号別表第15の1の2の注10・平18厚告第523号別表第15の1の2の2の注7 | □適□不適□該当なし |
| ９　大規模住居等減算 | （１）共同生活住居の入居定員が、次の①から③までのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数（２～５）に乗じて得た数を算定しているか。①共同生活住居の入居定員が8人以上である場合　100分の95②共同生活住居の入居定員が21人以上である場合　100分の93③一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員（サテライト型住居に係る入居定員を含む。）の合計数が21人以上である場合　100分の95※日中サービス支援型は、①の減算対象とはならない。※外部サービス利用型は、③の減算対象とはならない。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の注7・平18厚告第523号別表第15の1の2の注10・平18厚告第523号別表第15の1の2の2の注7 | □適□不適□該当なし |
| 10　身体拘束廃止未実施減算 | （１）第4の37に規定する身体拘束の身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合は、1日につき所定単位数を減算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の注8・平18厚告第523号別表第15の1の2の注11・平18厚告第523号別表第15の1の2の2の注8 | □適□不適□該当なし |
| 11　福祉専門職員配置等加算 | （１）福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）については、第２の１（１）～（２）の世話人又は第２の１（３）～（４）生活支援員（以下、「世話人等」）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして市に届け出た指定事業所において、指定サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の4の注1 | □適□不適□該当なし |
| 11　福祉専門職員配置等加算 | （２）福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）については、世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして市に届け出た指指定事業所において、指定サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。※ただし、この場合において、（１）の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の4の注2 | □適□不適□該当なし |
| （３）福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして市に届け出た指定事業所において、指定サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。①世話人等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。②世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、３年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。※ただし、この場合において、（１）の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（２）の福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合は、算定しない。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の4の注3 | □適□不適□該当なし |
| 12　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 | （１）視覚障害者等である指定サービスの利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が、指定サービスの利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、各指定基準に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして市に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の4の2の注 | □適□不適□該当なし |
| 13　看護職員配置加算 | （１）各指定基準に定める人員配置に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして市に届け出た指定事業所において、指定サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の4の3の注 | □適□不適□該当なし |
| 14　夜間支援等体制加算 | 【介護サービス包括型、外部サービス利用型】（１）夜間支援等体制加算（Ⅰ）については、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして市が認めた指定事業所において、指定サービスを行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の5の注1 | □適□不適□該当なし |
| 【介護サービス包括型、外部サービス利用型】（２）夜間支援等体制加算（Ⅱ）については、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして市が認めた指定事業所において、指定サービスを行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。※（１）の夜間支援等体制加算（Ⅰ）の算定対象となる利用者については、算定しない。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の5の注2 | □適□不適□該当なし |
| 14　夜間支援等体制加算 | 【介護サービス包括型、外部サービス利用型】（３）夜間支援等体制加算（Ⅲ）については、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして市が認めた指定事業所において、指定サービスを行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。※（１）の夜間支援等体制加算（Ⅰ）又は（２）の（Ⅱ）の算定対象となる利用者については、算定しない。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の5の注3 | □適□不適□該当なし |
| 【介護サービス包括型、外部サービス利用型】（４）夜間支援等体制加算（Ⅳ）については、（１）の夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している指定事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居（同加算の算定対象となる夜勤を行う夜間支援従事者を１名配置しているものに限る。（５）及び（６）において同じ。）を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして市が認めた指定事業所において、指定サービスを行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の5の注4 | □適□不適□該当なし |
| 【介護サービス包括型、外部サービス利用型】（５）夜間支援等体制加算（Ⅴ）については、（１）の夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している指定事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の一部の時間帯において必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして市が認めた指定事業所において、指定サービスを行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。※（４）の夜間支援等体制加算(Ⅳ)の算定対象となる利用者については、加算しない。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の5の注5 | □適□不適□該当なし |
| 【介護サービス包括型、外部サービス利用型】（６）夜間支援等体制加算（Ⅵ）については、（１）の夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している指定事業所であって、更に宿直を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして市が認めた指定事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。※（４）の夜間支援等体制加算(Ⅳ)又は（５）の夜間支援等体制加算(Ⅴ)の算定対象となる利用者については、加算しない。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の5の注6 | □適□不適□該当なし |
| 15　夜勤職員加配加算 | 【日中サービス支援型】（１）第２の１（６）に定める員数の夜間支援従事者に加え、共同生活住居ごとに夜勤を行う夜間支援従事者を1以上配置しているものとして市に届け出た指定事業所において、指定サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の5の2の注 | □適□不適□該当なし |
| 16　重度障害者支援加算 | 【介護サービス包括型、日中サービス支援型】（１）重度障害者支援加算（Ⅰ）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市に届け出た指定事業所において、重度障害者等包括支援対象者の支援の度合いにある者（個人単位で居宅介護等を利用する場合の利用者を除く。）に対して指定サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。※別に厚生労働大臣が定める施設基準…平18年厚告第551号第16号のイ（１）、第17号の2のイ参照 | ・平18厚告第523号別表第15の1の6の注1・平18厚告第551第16号、第17号 | □適□不適□該当なし |
| 【介護サービス包括型、日中サービス支援型】（２）重度障害者支援加算（Ⅱ）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市に届け出た指定事業所において、区分4以上に該当し、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障害児にあってはこれに相当する支援の度合）である者（個人単位で居宅介護等を利用する場合の利用者を除く。）に対して指定サービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。※別に厚生労働大臣が定める施設基準…平18年厚告第551号第16号のイ（２）、第17号の2のイ参照※イの重度障害者支援加算(Ⅰ)を算定している場合は、加算しない。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の6の注2・平18厚告第551第16号、第17号 | □適□不適□該当なし |
| 17　医療的ケア対応支援加算 | （１）第2に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で１以上配置しているものとして市に届け出た指定事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定サービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。※別に厚生労働大臣が定める者…平18厚告第556号　第5号の2参照※16（１）の重度障害者支援加算(Ⅰ)を算定している場合は、加算しない。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の7の注・平18厚告第556号第5号の2 | □適□不適□該当なし |
| 18　日中支援加算 | 【介護サービス包括型、外部サービス利用型】（１）日中支援加算（Ⅰ）については、指定共事業所が、高齢又は重度の障害者（65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者をいう。）であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、個別支援計画に基づき、日中に支援を行った場合に、日中支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。※介護サービス包括型にあっては、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に支援を行った場合については、算定しない。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の8の注1 | □適□不適□該当なし |
| （２）日中支援加算（Ⅱ）については、指定事業所（日中サービス支援型指定共同生活援助事業所にあっては、区分2以下に該当する利用者に限る）が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第15の1の8の注2 | □適□不適□該当なし |
| 19　自立生活支援加算 | （１）居宅における単身等での生活が可能であると見込まれる利用者（利用期間が1月を超えると見込まれる者に限る。）の退居に先立って、指定共同生活援助事業所等の従業者が、当該利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入居中1回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退居後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退居後1回を限度として所定単位数を加算しているか。※当該利用者が、退居後に他の社会福祉施設に入所する場合等にあっては、加算しない。 | ・平18厚告第523号別表第15の2の注 | □適□不適□該当なし |
| 20　入院時支援特別加算 | （１）家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（指定事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。21において同じ。）への入院を要した場合に、各指定基準の規定により指定事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、個別支援計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第15の3の注 | □適□不適□該当なし |
| 21　長期入院時支援特別加算 | （１）家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所への入院を要した場合に、各指定基準のの規定により指定事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、個別支援計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間（継続して入院している者にあっては、入院した初日から起算して3月に限る。）について、1日につき、所定単位数を加算しているか。※20の入院時支援特別加算が算定される月は、算定しない。 | ・平18厚告第523号別表第15の3の2の注 | □適□不適□該当なし |
| 22　帰宅時支援加算 | （１）利用者が個別支援計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第15の4の注 | □適□不適□該当なし |
| 23　長期帰宅時支援加算 | （１）利用者が個別支援計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。）の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか（継続して外泊している者にあっては、外泊した初日から起算して3月に限る。）。※22の帰宅時支援加算が算定される期間は、算定しない。 | ・平18厚告第523号別表第15の5の注 | □適□不適□該当なし |
| 24　地域生活移行個別支援特別加算 | （１）次のイに該当しているものとして届け出た指定事業者が、平次のロに該当する利用者に対して、特別な支援に対応した個別支援計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し、3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長を行った場合にあっては、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算しているか。イ　次の①～④のいずれにも該当している①第２の２（１）～（５）により置くべき世話人又は生活支援員に加え、ロに該当する利用者に対する世話人又は生活支援員を配置することが可能であること。②社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士の資格を有する者が配置されているとともに、ロに該当する利用者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること③従業者に対し、医療観察法第42条第1項第2号若しくは第51条第1項第2号に基づく入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年1回以上行われていること④保護観察所、更生保護所、指定医療機関又は精神保健福祉センター等の関係機関との協力体制が整えられていること。ロ　次の①又は②のいずれかに該当する者①医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者②矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後3年を経過していない者 | ・平18厚告第523号別表第15の6の注・平18厚告第551号第16号、第17号、第18号・平18厚告第556号第9号 | □適□不適□該当なし |
| 25　精神障害者地域移行特別加算 | （１）運営規程に定める主たる対象とする障害の種類に精神障害者を含み、かつ各指定基準に定める置くべき従業者のうち、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を1名以上配置するものとして市に届け出た指定事業所において、当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから1年以内のものに対し、個別支援計画を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。※24の地域生活移行個別支援特別加算を算定している場合は、算定しない。 | ・平18厚告第523号別表第15の6の2の注 | □適□不適□該当なし |
| 26　強度行動障害者地域移行特別加算 | 【介護サービス包括型、日中サービス支援型】（１）次の①及び②のいずれにも該当しているものとして届け出た指定事業所において、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に1年以上入所していた者であって当該施設等を退所してから1年以内のもののうち、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者に対し、個別支援計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。①サービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を1以上配置していること②生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の割合が20/100以上であること※別に厚生労働大臣が定める基準…平18厚告第543号第40号参照※16の重度障害者支援加算を算定している場合は、算定しない。 | ・平18厚告第523号別表第15の6の3の注 | □適□不適□該当なし |
| 27　強度行動障害者体験利用加算 | 【介護サービス包括型、日中サービス支援型】（１）次の①及び②のいずれにも該当しているものとして届け出た指定事業所において、一時的に体験的な指定サービスの利用が必要と認められる者のうち、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者に対し、個別支援計画に基づき、指定サービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。①サービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を1以上配置していること②生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の割合が20/100以上であること※別に厚生労働大臣が定める基準…平18厚告第543号第40号参照※16の重度障害者支援加算を算定している場合は、加算しない。 | ・平18厚告第523号別表第15の6の4の注 | □適□不適□該当なし |
| 28　医療連携体制加算 | （１）医療連携体制加算（Ⅰ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。※13の看護職員配置加算又は17の医療的ケア対応支援加算を算定している場合は、算定しない。 | ・平18厚告第523号別表第15の7の注1 | □適□不適□該当なし |
| （２）医療連携体制加算(Ⅱ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。※13の看護職員配置加算又は17の医療的ケア対応支援加算を算定している場合は、算定しない。 | ・平18厚告第523号別表第15の7の注2 | □適□不適□該当なし |
| （３）医療連携体制加算(Ⅲ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。※13の看護職員配置加算又は17の医療的ケア対応支援加算を算定している場合は、算定しない。 | ・平18厚告第523号別表第15の7の注3 | □適□不適□該当なし |
| （４）医療連携体制加算(Ⅳ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定事業所に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。※13の看護職員配置加算又は17の医療的ケア対応支援加算を算定している場合は、算定しない。 | ・平18厚告第523号別表第15の7の注4 | □適□不適□該当なし |
| （５）医療連携体制加算（Ⅴ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。※13の看護職員配置加算又は17の医療的ケア対応支援加算を算定している場合は、算定しない。 | ・平18厚告第523号別表第15の7の注5 | □適□不適□該当なし |
| 28　医療連携体制加算 | （６）医療連携体制加算（Ⅵ）については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。※17の医療的ケア対応支援加算若しくは（１）の医療連携体制加算（Ⅰ）又は（２）の医療連携体制加算（Ⅱ）を算定している場合は、算定しない。 | ・平18厚告第523号別表第15の7の注6 | □適□不適□該当なし |
| （７）医療連携体制加算（Ⅶ）については、次の①から③までのいずれもに適合しているものとして市に届け出た指定事業所において、指定サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。①指定事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーション等との連携により看護師を1名以上確保していること。②看護師により24時間連絡できる体制を確保していること。③重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。※13の看護職員配置加算又は17の医療的ケア対応支援加算を算定している場合は、算定しない。 | ・平18厚告第523号別表第15の7の注7・平18厚告第551号第16号、第17号、第18号 | □適□不適□該当なし |
| 29　通勤者生活支援加算 | 【介護サービス包括型、外部サービス利用型】（１）指定サービスの利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして市に届け出た指定事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第15の8の注 | □適□不適□該当なし |
| 30　福祉・介護職員処遇改善加算 | （１）別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市に届け出た指定業所が、利用者に対し指定サービスを行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算しているか。※別に厚生労働大臣が定める基準…平18厚告第543号 第41号参照 | ・平18厚告第523号別表第15の9の注・平18厚告第543第41号 | □適□不適□該当なし |
| 31　福祉・介護職員等特定処遇改善加算 | （１）別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市に届け出た指定事業所が、利用者に対し、指定サービスを行った場合に、所定単位数を加算しているか。※別に厚生労働大臣が定める基準…平18厚告第543号 第42号参照 | ・平18厚告第523号別表第15の10の注・平18厚告第543号第42号 | □適□不適□該当なし |
| 32　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 | （１）別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市に届け出た指定事業所が、利用者に対し、指定サービスを行った場合に、所定単位数を加算しているか。※別に厚生労働大臣が定める基準…平18厚告第543号 第42号の2参照 | ・平18厚告第523号別表第15の11の注・平18厚告第543号第42号の2 | □適□不適□該当なし |

第７　業務管理体制の整備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| １　業務管理体制の整備 | （１）業務管理体制を整備し、届出をしていますか。①指定事業所等が２以上の都道府県に所　在する事業者→厚生労働大臣に届出②指定事業所等が１の指定都市に所在する事業者→指定都市の長に届出③指定事業所等が１の中核市に所在する事業者→中核市の長に届出④①～③以外の事業者→都道府県知事に届出

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業所等の数 | 20未満 | 20以上100未満 | 100以上 |
| 業務管理体制の内容 | 法令遵守責任者の選任 | 法令遵守責任者の選任 | 法令遵守責任者の選任 |
|  | 法令遵守規程の整備 | 法令遵守規程の整備 |
|  |  | 業務執行状況の定期的な監査 |
| 届出事項 | 法令遵守責任者の氏名 | 法令遵守責任者の氏名 | 法令遵守責任者の氏名 |
|  | 法令遵守規程の概要 | 法令遵守規程の概要 |
|  |  | 業務執行状況の監査方法の概要 |

 | ・法第51条の2第2項・法施行規則、第34条の27、28 | □適□不適 |